

[研究ノート]

イギリスにおけるテロリズム抑制の 諸立法と宗教条項

梅 川 正 美

はじめに

- (1) 「2001年反テロ法」の宗教条項
- (2) 2001年反テロ法前後の諸立法における領域外裁判権
まとめにかえて

はじめに

イギリスは1960年代末から北アイルランド問題に苦しむ。その過程でテロリズムに対処するための立法も行っていたので2001年の9月11日ニューヨーク・テロ以前においてもテロ抑制のための諸法令や勅令をもっていた。しかし9・11テロはイギリスの友好国で発生したものであり、これはイギリスにも深刻なショックをあたえる。テロの5日後になる9月16日、ブレア首相はアメリカ合衆国のブッシュ大統領と歩調をあわせて「テロとの戦争を行う」と宣言する。

ブレア首相は9月30日に緊急立法を提案する。これは難民法違反などの取り締まりを強めたり、警察に銀行預金を調べる権限を与えるなど多くの問題点をはらんでいた。人種間の憎悪に関する条項もあり、これに反対する国会議員も少なくなかった。本稿との関係でいえば、この立法は宗教的憎悪を引き起こす行為を禁じる文言を含んでおり、これも非常な議論を引き起こす。特に貴族院は強く反対する。

宗教条項に関して12月6日に保守党と自民党の貴族院議員は連帯して修

正案を提案して反対する。12月10日に内務大臣のプランケットは、タイムズに記事を書き、法案が通過しないことへのいらだちを示す。しかし貴族院は12月11日に宗教に関する新しい犯罪の創設についての条項を削除し、法案を12月12日庶民院に返す。これに対抗するブレア首相はテロ対策の必要を訴えて庶民院は賛成多数で法案を通過させる。ところが貴族院では12月13日に再び宗教条項を削除する提案が行われる。この提案は121人の貴族院議員に反対されるが234人の賛成をえて貴族院を通過する。それを受けて政府は態度を劇的に変化させて宗教に関する新しい犯罪創設を断念する。本稿では立法にいたる政治過程や議会における議論の解析などは省略し、とりあえず法律の文言が含む問題点にふれる。

(1) 「2001年反テロ法」の宗教条項

「2001年反テロリズム、犯罪および安全に関する法」Anti-terrorism, Crime and Security Act 2001 (「2001年反テロ法」)の最初の政府法案は、その38条で「1986年公秩序法」Public Order Act 1986を改正しようとした。「1986年公秩序法」は、その第3部で人種的な憎悪を拡大しようとする犯罪について禁止している。第3部の標題は「人種的憎悪」Racial Hatredである。「2001年反テロ法」の政府法案では、この「1986年公秩序法」第3部の標題を「人種的または宗教的憎悪」racial or religious hatredに改正し、宗教的憎悪に関する新たな犯罪を創設することにしていた。これに対して貴族院は反対であり38条を削除し、政府も最後はこれを受け入れる。そこでまず38条について述べる。⁽¹⁾

「1986年公秩序法」の17条は「同法の第3部で用いている『人種的憎悪』という語は、連合王国の諸個人のグループに対する憎悪を意味し、その際の諸個人は、皮膚の色、人種、国籍、民族的、国民的起源によって定義される」と述べる。この人種的憎悪に加えて「2001年反テロ法」の最初の政府法案の38条は、宗教的憎悪を付加する。宗教的憎悪の定義は、「2001年反テロ法」政府法案の38条によって「1986年公秩序法」の17条のあとに挿

入された17A条で決められる。17A条の標題は「宗教的憎悪の意味」であり、その内容は「宗教的信仰または宗教的信仰の欠如によって定義されるところの諸個人のグループに対する憎悪を意味する」とされる。⁽²⁾

「2001年反テロ法」政府法案の38条は、さらに「1986年公秩序法」の他の条文も改正する。「1986年公秩序法」第18条の前には、第18条より後の諸条文を総括した表題が置かれている。それが「人種的憎悪を引き起こす、または引き起こす可能性のある諸行為」である。「2001年反テロ法」政府法案は、この標題における「人種的憎悪」を「人種的または宗教的憎悪」に改正する。

「1986年公秩序法」第18条では「人種的憎悪」を引き起こす行為を定義しているが、同条は「脅迫的または悪口的あるいは侮辱的言説を使った者、さらには、脅迫的または悪口的あるいは侮辱的な著作物を示した者は、有罪である」としている。しかも「もしその者が、それによって人種的憎悪を引き起こした場合」のみならず「さらにそれによって、あらゆる環境において人種的憎悪が引き起こされる可能性がある場合」も有罪であるとしている。したがって表現の自由が、その表現がすでにもたらした結果によってのみならず、そのような結果がもたらされるであろうと事前に推測される場合も、直接的に制限される。

「2001年反テロ法」政府法案の38条は「人種的憎悪」を「人種的または宗教的憎悪」に改正するのだから、これは人種のみならず宗教に関する表現の自由を制限する法案であった。宗教に関しては貴族院で否定されたとはいえ、人種に関する表現の自由の制限は残される。

しかも「1986年公秩序法」第18条の第2項では「本条における犯罪が行われる場所は、公的、私的にかかわりがない」と述べており、特定の部屋の中や自己の家屋内であるというような抗弁ができない構造になっている。家庭内での家族の団らんにおける会話を取り締まることはあまりに極端であるとおもわれるが、これも第18条第4項によれば不可能ではない。それが単に家族内の会話であったかどうかは、被疑者の方に立証責任があ

るとされている。

「1986年公秩序法」第18条第4項は「本条の犯罪に関して、被疑者は、彼が住居の中におり、その言葉や行為が、または展示された著作物が、外または他の住居の中にいる人物によって聞かれたり見られたりしたことはないことについて、証明することによって、自己を防衛することができる」と述べており、逮捕する側の立証責任については書かれていない。しかも第18条における第3項では「警察官は、本条の犯罪を行っていると合理的に疑われる者については、逮捕状なき逮捕が可能である」とされている。逮捕に関する令状主義も放棄されており、表現の自由への制限の危険はきわめて高い⁽³⁾。

「1986年公秩序法」の第19条は、表現の方法に関して決めている。同条は「脅迫する、悪口をいう、または侮辱する著作物を出版したり配布したりする者は有罪である」としており、出版や配布物を明示的に制限する。さらにその出版物などにおいて対象とされる相手であるが、これは、たとえば明らかに特定集団や特定個人などを指示している場合には「その行為によって『人種的な憎悪』を引き起こそうとしたとき」としてのべられている。しかし、何らかの集団などの対象が明白でないときでも、社会のムードを破壊する表現を禁じている。つまり「その行為によって環境における『人種的な憎悪』を引き起こそうとしたとき」も有罪であるとされる。犯罪行為の範囲はきわめて広くかつ漠然としている。「2001年反テロ法」政府法案の38条は「人種的な憎悪」に「宗教的な憎悪」を付加するわけであるから、宗教的表現の自由は大きく制限される可能性があった⁽⁴⁾。

しかも表現の自由を制限する際、その表現は言説的出版に限られていない。「1986年公秩序法」の21条は「脅迫する、悪口をいう、または侮辱する視覚的画像または音の記録物を、配布した、見せた、演じた者は有罪である」としている。ここでは、音楽活動や演劇活動、さらにはテレビや映画などの視覚的あるいは聴覚的な表現が対象となり、制限されている。この場合も、言説的出版と同様に、単に人種的な憎悪を引き起こす場合のみな

らず、環境を悪化させることも犯罪としている。「2001年反テロ法」政府法案の38条では「人種的憎悪」に関する規定はすべて「宗教的憎悪」についても適用されるわけであるから、視覚や聴覚によって把握される宗教的表現も大きく制限される可能性があった。そのほか多くの表現の自由に関する制限があるが、この点は省略する。⁽⁵⁾

さらに「2001年反テロ法」は処罰規定を改正する。「1986年公秩序法」の第27条は「人種的憎悪に関する犯罪に関する処罰」と書かれており、それを「2年以下の懲役か罰金または両方」としている。「2001年反テロ法」政府法案の40条は、犯罪の内容に宗教的憎悪を付加し「人種的憎悪と宗教的憎悪に関する犯罪に関する処罰」とする。さらに罰則を「7年以下の懲役か罰金または両方」に拡大する。貴族院による修正で「宗教的憎悪」の文言は削除されるが、罰則の拡大は残存し、この40条の7年規定は裁可された2001年法では41条に書きこまれている。⁽⁶⁾

以上のべてきたように貴族院において「2001年反テロ法」政府法案の38条は削除され40条は修正された。それにより宗教に関する新しい犯罪の創設は失敗したかのようにみえるが、「2001年反テロ法」政府法案には、貴族院が見落とした宗教条項が他にも含まれておりこれは裁可された法律の中に生きており、その点にふれる。

「2001年反テロ法」政府法案の37条（裁可された法律では38条）は「1987年公秩序（北アイルランド）に関する勅令」The Public Order (Northern Ireland) Order 1987を改正する。これは「1987年勅令463号（北アイルランド7号）」Statutory Instrument 1987 No. 463 (N.I.7) であるが、その標題から明らかのように、これは北アイルランドの治安法である。

同勅令の第3部第8条は「憎悪を引き起こすこと、または恐怖を与えること」すなわち「憎悪を引き起こすまたは恐怖を与えることを意図した、またはその傾向を持った行為」を禁止するのであるが、その行為を定義する。それによれば「恐怖の意味は、北アイルランドにおける諸個人のグループの恐怖を意味し、そのグループとは、宗教的信仰、皮膚の色、人種、

所属する国民の違い（国籍を含む）によって定義されるもの」としており、実はここに宗教的信仰の用語が含まれている。

さらに「憎悪の意味は、北アイルランドにおける諸個人のグループの恐怖を意味する。そのグループは、宗教的信仰、皮膚の色、人種、所属する国民の違い（国籍を含む）によって定義されるもの」である。したがって「恐怖」にしても「憎悪」にしても宗教に関するものを含んでおり、この勅令で処罰することが可能であった。処罰の内容は同勅令16条で「この第3部の条項により有罪となるものは、起訴による有罪の判決の場合2年以下の懲役かまたは罰金か、その両方である」と定めている。

もともと、この勅令は北アイルランドのみを対象としていた。ところが、これが「2001年反テロ法」の最初の政府法案の37条（裁可された法律では38条）では「北アイルランド」の文言が削除される。したがって、この「憎悪」や「恐怖」を引き起こす行為が行われる範囲は、北アイルランドに限定されず、連合王国にも限定されず、世界全体に拡大される。この点は貴族院も認めており修正していない。しかもその行為には、宗教的信仰によるグループに恐怖を引き起こす行為が含まれる。⁽⁷⁾

こうして北アイルランドの治安法制の一環であった勅令が、2001年の同時多発テロ以降のテロ法制の一環に組み込まれる。北アイルランドは、イギリスの国家内部にありながら民主主義を適用しない地域であった。この法制度を世界大に拡大する。こうして2001年法は、宗教的信仰によるグループに憎悪を引き起こす行為を禁じる内容を含むのであるが、特に、その行為に関する裁判権の領域外への拡大を行った。そこで領域外裁判権についても触れておくことにする。

（2） 2001年反テロ法前後の諸立法における領域外裁判権

「2001年反テロ法」の最初の政府法案の36条（裁可された法律では37条）では、「1986年公秩序法」の17条における「連合王国の」という文言が削除される。したがって犯罪が行われる地域に関して連合王国の領域内部とい

う限定を廃止した。だから人種的憎悪と宗教的憎悪に関する犯罪は、たとえ連合王国の領域外の世界のいかなる地域で行われたものであったとしても、本法が対象とするものになった。この法案は、貴族院で、宗教的犯罪の創設の面では否定されるが、この域外裁判権については認められており、裁可された法律でも残っている。領域外裁判権は、すでに化学兵器などについては「2000年反テロ法」で確立していたが、政府は、この「2001年反テロ法」では人種的憎悪および宗教的憎悪を引き起こす行為⁽⁸⁾に関して、域外裁判権を確立しようとした。

この領域外裁判権の法理はイギリスでは早くからあるが、テロに関しては「1978年テロリズム抑制法」The Suppression of Terrorism Act 1978が、すでにその兆候を示す。しかし同法は、裁判権の域外拡張に関しては、まだ非常に抑制的である。まず第一に、拡張は、ヨーロッパの条約を基礎とするものであり、国際法上の確固とした基礎を持っている。第二に、条約がヨーロッパ諸国の締約によるものであり、裁判権の範囲は、締約国の市民あるは船舶などに限定されている。第三に、裁判権と犯罪者引渡の両者のバランスであるが、かならずしも裁判権を優先するものではない。この点について述べる。

1978年に連合王国で成立した「テロリズム抑制法」は、ヨーロッパの新しい条約における連合王国の義務を国内法化するものである。その条約は、前年の1977年にストラスブルグで締結された「テロリズム抑制のためのヨーロッパ条約」The European Convention on the Suppression of Terrorism である。

この条約は、テロリズムの定義の他に「犯罪者引渡」extraditionと「裁判権」jurisdictionについて統一したヨーロッパの基準を確立しようとしている。その第3条で、諸締約国間に適用される犯罪者引渡に関するすべての規定は、「犯罪者引渡に関するヨーロッパ条約」も含めて、この条約と一致しない部分については、変更すると決めており、テロリズムに関する「犯罪者引渡」と「裁判権」はこの条約を基本とすることとした。

条約の第 6 条は、締約国がテロリストとしての被疑者を領域内に発見した場合には、「締約国は、裁判権を確立するために必要な措置をとらなければならない」としている。同条約によれば「被疑者が、その領域内にいる場合」しかも、テロリストの国籍がおかれているところの別の「締約国から犯罪者引き渡しの要請を受けた」場合でも、自己の領域内に犯罪者がいる締約国は、これを拒否して自ら裁判する権限を認めている。だから、もし当該締約国が「その被疑者を引き渡さないとき」は「その裁判権は、犯罪者引き渡しの要請を受けた締約国の法にもとづく」と決めている。⁽⁹⁾

連合王国で翌年の 1978 年に成立した「テロリズム抑制法」は、この条約を基礎として、領域外裁判権を確立する。同条約は、前に整理したように、締約国が犯罪者引渡の請求をうけたとき、その国に対して、犯罪者を引き渡すか、それもと自ら裁判するかを選択権を与えた。連合王国は、これに基づき、被疑者の裁判を可能とした。

同法は、おおむね 5 点の内容をもつ。第 1 は、テロリストの火器犯罪についてである。1978 年法は、19 世紀の法律である 1861 年の「人に対する犯罪（火器犯罪）に関する法」the Offence Against the Persons Act 1861 (Gunpowder Offences) の 28 条から 30 条までの犯罪について、もし条約の加盟国で行われた場合、連合王国で裁判することが可能であると決める。

第 2 に、1883 年の「爆発物法」the Explosive Substances Act 1883 の第 3 条における犯罪は、ヨーロッパ人権規約の加盟国において行われたときは、1978 年のテロリズム抑制法の第 4 条第 1 項によって、連合王国で裁判することが可能とした。第 3 に、1978 年のテロリズム抑制法付表 1 においては、連合王国の裁判権を拡張し、1968 年の「火器法」the Firearms Act 1968 の第 16 条と第 17 条の犯罪が、ヨーロッパ人権規約の加盟国において行われたときの犯罪をカバーすることにしている。

第 4 に、1978 年法は、船舶において行われた行為は、もしその船舶が連合王国に登録されていたならばその行為が第 4 条第 7 項の (a) によって連合王国で犯罪となる場合には、連合王国で裁判することができる、と決

める。第5に、第4条第7項の (b) によって、裁判権を、同様に条約加盟国で登録された航空機の場合にも、拡張した⁽¹⁰⁾。

次に「1998年刑法公正 (テロリズムと共謀) 法」 the Criminal Justice (Terrorism and Conspiracy) Act 1998は、連合王国の外で行われる犯罪を目的とした共謀を新たな犯罪とする。同法の第5条は「1977年刑法に関する法」 Criminal Law Act 1977に、1 A 条を挿入する。その効果は、1998年9月4日以降、連合王国の裁判管轄権の外で犯罪を行うためのいかなる共謀も (テロリズムに限定されないが)、イングランドとウェールズで裁判することができる⁽¹¹⁾と決める。

具体的に述べれば「1998年刑法公正 (テロリズムと共謀) 法」の第5条第1項は「1977年の刑法に関する法の第1条の後に下記の条文を挿入する」。挿入された第1条 A の第1項では「共謀において下記の要件が満たされたとき、本法のこの部は、共謀について有効となる」という。

その要件は第2項で「行為の同意された内容の遂行が下記を含むこと」とされる。つまり第1の要件は「連合王国の外の国または領域で行うための、単一のまたは複数の集団の行為」さらに「連合王国の外の国または領域で事件を引き起こすための」行為である。つまり国外でテロ行為を引き起こすための準備的な行為の全般である。

第2の要件は、「行為または事件が、その国または領域の法によって犯罪を構成すること」(第3項)である。第3の要件は、「1977年刑法に関する法」の「第1条の第1項に該当すること」(第4項)である。ここでは共謀が犯罪を行うための謀議であることが決められている。

第4の要件は、第5項で決められている。まず (a) であるが「共謀した集団またはその集団の代理者が、イングランドとウェールズで、共謀に関して何事か anything を行う」ことが必要である。この「何事か」については決められておらず、きわめて包括的な定義になっているので、実際に共謀のチームを作る以前の端緒的な連絡なども含むだろう。「または」(b) とされており「共謀した集団が、イングランドとウェールズでの集

団となる（人あるいは代理者を通じて加わることによって）」ことであるという。これはテロリズムのチームが形成されることを示すだろう。「または」(c)として「共謀した集団またはその集団の代理者がイングランドとウェールズで、共謀に基づく実行を行う」ときである。これは実際のチームがイングランドとウェールズで活動を開始することであるが、上のいずれの行為も「または」で接続されており、(a)、(b)、(c)のいずれか一つの行為だけでも共謀となる。

第5の要件は、第6項で述べられており「本法を、上の要件を満たす共謀に適用するとき、犯罪は」もしイングランドとウェールズで裁判をすることができない犯罪であるという事実がなかったとき犯罪となるという。以上が主な要件であるが、この立法で重要なことは、外国での犯罪を視野に入れた立法を行ったことである。その行為はまだ連合王国の内部であり、その意味では裁判権の領土主義的な面は残っている。⁽¹¹⁾

さらに「2000年テロリズム法」Terrorism Act 2000は第62条第1項で決めている。「誰かが、連合王国の外で、何かの行為を、テロリズム行為として、またはテロリズムの目的で、行ったとき」「その者の行為が、下の第2項にあげられている犯罪を構成するとき」「その行為が連合王国の内部で行われたと仮定したときその行為で有罪になる」。第62条第2項であげられている犯罪は「1883年爆発物法」Explosive Substance Act 1883の「第2条、3条、5条における犯罪」および「1974年生物兵器法」Biological Weapons Act 1974の「第1条の犯罪」さらに「1996年化学兵器法」Chemicals Weapons Act 1996の「第2条の犯罪」である。

「2000年テロリズム法」第63条第1項では、もし「ある者が、連合王国の外で何らかの行為を行い」「その行為が、もし連合王国の内部で行われたならば第15条から第18条までの犯罪を構成するとき」「その者は、その犯罪によって有罪となる」とされる。これは、アーヴィンガー・サンベイ Arvinder Sambei によって、裁判管轄権を拡張して、海外で行われた当該行為 any such acts carried out abroad に関して、連合王国に裁判権が

あるものとしたといわれている。

「2000年テロリズム法」第15条から第18条までの内容について述べると、第15条では、「他の者を教唆して金銭や他の財物を提供させ」「それがテロリズムの目的のために使われることを意図した者は犯罪を犯したとみなされる」。ここで問題にされることはテロリズムのために金銭などを集めたり、集めさせたりすることである。

第16条では「もしある者が、テロリズムの目的のために、金銭またはほかの財物を使用したならば、これは犯罪となる」。ここでは、集めた金銭などをテロリズムのために使用することが決められている。もし自らが一連のテロリズム行為の最後の実行者でなくとも、金銭などの使用のみで犯罪を構成するとされている。

第17条では「もし或る者が、別の者に対して金銭または他の財物の使用を可能にするという関与をした場合、しかも、それが、テロリズムの目的のために使用されることを知っている場合、またはそれを推察する十分な理由を持っているばあい、これは犯罪となる。」ここでは、自らがテロリズムのために金銭などを使用しなくとも、金銭などを提供したりするだけで犯罪を構成するとされている。

さらに第18条は「もし、或る者が他の者のために、テロリストの財産の保有または制御を可能にする配慮を行ったばあい、これは犯罪となる」と述べられており、テロリストの財産などを預かっているだけの場合も犯罪であるとしている。この法律できわめて重要なことは、まずテロリズムの実行者に関しても支援者に関しても、その者に関する国籍条項をおいていないことであり、世界のどの国に属する犯罪者であっても連合王国に裁判権があるとしている。さらに、その行為の行われた場所も連合王国に限定しない。その意味で、裁判権を世界全体に拡大したところの、きわめて重要な立法である。⁽¹²⁾

このような諸立法を基礎として、前に述べた2001年法が作られ、宗教的信仰に関する憎悪を引き起こす行為の領域外裁判権が書き込まれる。領域

外裁判権は、その他の分野に関しても確立されていくが、その点に関して、特に2006年法について触れておく。

「2006年テロリズム法」 Terrorism Act 2006の第17条は「国外における犯罪」について決める。第17条第1項で述べていることであるが「もし連合王国の外で、誰かが何かを行ったとき」「しかも、その行為がもし連合王国の一部の地域で行われたと仮定したとき、第17条第2項に明記されている犯罪を構成するとき、その者は、連合王国のその地域において有罪となる」。したがって、下記の犯罪については被疑者の国籍や、犯罪の行われた場所にかかわらず、連合王国の裁判所が裁判権を持つ。

ここで言われている第17条第2項の犯罪は3類型に分けられている。その第1である (a) は「本法の第1条または6条に関する犯罪である」。第1条の犯罪とは、テロリズムの奨励であり、第6条の犯罪はテロリズムのための訓練である。

さらに第17条第2項の第2にあたる (b) の犯罪とは、「本法の第8条から第11条で決めている犯罪である」。第8条では「テロリズムの訓練に使用される場所、それが連合王国の国内か国外かにかかわらず、その場所に入ること」等。第9条では「テロリズムのために使用する目的で、電子機器などの装置や物体を作成することあるいは所持すること」等。第10条では「テロリズムのために電子機器などの装置や物体を使用すること」等。第11条では「テロリズムの行為との関係で、またはその目的で、電子機器や電子的物体などを提供するように要求すること、あるいはそれらを使用するように脅迫すること」等。さらに第17条第2項の第3にあたる (c) の犯罪は、「2000年反テロ法」の第11条第1項の犯罪であるが、それはテロリストの組織の一員となることである。

「2006年テロリズム法」の第17条第5項は、「1883年爆発物法」の条文を改正する。「1883年爆発物法」第3条は、その第1項の (a) と (b) において「連合王国かアイルランド共和国かのいずれかにおいて、人の生命を脅かす意図で爆発物を準備すること」を禁じているが、この「アイルラン

ド共和国」と書かれているところを「どこにおいても」elsewhere と書きかえる。これによって当該犯罪の地域的限定は廃止され、連合王国の裁判権はアヴィンダー・サンベイ Arvinder Sambei が言うように「世界のすべての地域で行われた行為」acts committed anywhere in the world にまで拡大される。この際には国外追放（被疑者引渡）extradite⁽¹³⁾か、それとも裁判のために訴追を行う prosecute⁽¹³⁾か、いずれも可能である。

たしかに、すでに6年前の「2000年反テロ法」によって「1883年爆発物法」の第3条の犯罪は、もしそれが連合王国で行われたと仮定したときは、誰がどこで行ったことであれ犯罪となると解釈しており、解釈上は一応の裁判権を確立している。しかし、この「2006年テロリズム法」は、「1883年爆発物法」の文言を直接に改正することによって、域外裁判権をより明確に確立する。

まとめにかえて

以上のべてきたように、2001年の9・11テロの直後からイギリス政府はテロを抑制するための法整備を急ぎ「2001年反テロ法」を立法しようとする。この法律はその37条と38条および40条で宗教に関する犯罪を新設しようとした。貴族院は38条の全体を削除し40条からは宗教の文言を削除しているが37条を残しており、宗教に関する犯罪についての危惧が全てなくなったわけではない。しかも、この犯罪に関してイギリスの国家主権がおよばない諸外国に関する領域外裁判権にも言及しており、この点は重要な問題をはらんでいる。本稿は研究ノートであり、調べるべき多くの論点をはらんでいるが、それについては別稿でのべることにする。

(1) Anti-terrorism, Crime and Security Act 2001 (最初の政府法案 Bill 49, 2001); 裁可された法律は Anti-terrorism, Crime and Security Act 2001: Chapter 24, 2001である; Public Order Act 1986, Part 3.

(2) Bill49, 2001, art. 38; Public Order Act 1986: Part 3, art. 17.

- (3) Public Order Act 1986, Part 3, art. 18 ; Bill 49, 2001, art. 38.
- (4) Public Order Act 1986, Part 3, art. 19 ; Bill 49, 2001, art. 38.
- (5) Public Order Act 1986, Part 3, art. 21 ; Bill 49, 2001, art. 38.
- (6) Public Order Act 1986, Part 3, art. 27 ; Bill 49, 2001, art. 40 ; Anti-terrorism, Crime and Security Act 2001 : Chapter 24, 2001, art. 41.
- (7) The Public Order (Northern Ireland) Order 1987 <Statutory Instrument 1987 No. 463 (N. I. 7)>, Part 3, art. 8 ; Bill 49,2001, art. 37 ; Anti-terrorism, Crime and Security Act 2001 : Chapter 24, 2001, art. 38.
- (8) Bill 49, 2001, art. 36 ; Anti-terrorism, Crime and Security Act 2001 : Chapter 24, 2001, art. 37 ; Public Order Act 1986 : art. 17
- (9) European Convention on the Suppression of Terrorism, Strasbourg, 27. I. 1977, arts. 3, 6 ; The Suppression of Terrorism Act 1978, preamble.
- (10) The Suppression of Terrorism Act 1978, art. 4, Schedule I.
- (11) The Criminal Justice (Terrorism and Conspiracy) Act 1998, art. 5.
- (12) Terrorism Act 2000, arts. 15, 16, 17, 18, 62, 63 ; Arvinder Sambei, Anton Du Plessis and Martin Polaine, *Counter-Terrorism Law and Practice* (Oxford, Oxford University Press, 2009), pp. 143-144.
- (13) Terrorism Act 2006, arts. 1, 6, 8, 9, 10, 11, 17 ; Arvinder Sambei, et. al., op. cit., p. 144.